


所管部課	子育て支援部 子育て支援課	部長	吉沢 寿子			
件名	東大和市ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業実施要綱の 一部を改正する訓令について					
		区分		1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市における個人番号の利用等に関する条例 東大和市における個人番号の利用等に関する条例施行規則				
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>情報提供ネットワークシステムを使用して地方税関係情報の照会を行うための同意様式等の改正及び東京都ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業実施要綱の一部改正に伴う所要の改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1号様式（第4条関係）中「申請理由」に、失踪、残業及び未就学児のいるひとり親家庭の就業上の理由を追加する。 ・同様式中「同意欄」に、地方税関係情報に係る内容及び当該情報を取得する事務の名称を追加する。 ・同様式中（注意）に、マイナンバー制度による情報連携に係る署名に関する内容を追加する。 <p>(2) 施行日 決裁日とする。</p> <p>(3) 影響及び効果 当該同意欄に署名をうけることにより、申請書への地方税情報関係書類の添付を省略することができるため、ホームヘルパー派遣申請者の利便が図られる。</p>						
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課において審査済み</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>特になし</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議への報告後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。